

「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例」の骨子案 について意見提出

～多発する金属盗犯罪の防止を図る条例に賛同～

日本損害保険協会関東支部千葉損保会（会長：菅野 彰・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 千葉支店長）では、千葉県警察から2024年4月8日付で公表された「(仮称)千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例」の骨子案に関する意見募集に対し、4月30日付で意見を提出しました。

近年、千葉県では、太陽光発電設備の電線や道路に設置されたグレーチング、マンホールなどの金属製の物品の盗難が急増・多発しており、被害にあった盗難品が県内の金属類取扱業者に売却されている実態があります。こうした状況に鑑みて、千葉県警察では、窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、これによる被害の迅速な回復に資するため、「(仮称)千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例」の制定に向けて検討を進め、同条例の骨子案を作成したものです。

千葉損保会では、本条例が、盗難された金属の不正な売買取引の抑止となることで、金属盗難の防止が期待されることから、今回の骨子案に賛同の意を示すとともに、以下の意見を提出しました。

条例の制定および骨子案の内容について賛同いたします。

以下、条例文の作成時にご検討いただきたい内容について、意見表明いたします。

○「3 業の許可」について

許可をしない者の例示について、以下のような者も追加してはいかがでしょうか。

追加例)

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・(取り消し処分を受けた者が再登録可能な場合) 過去に同取扱業について取り消し処分を受けて一定期間経過していない者 等

○「4 (2) 取引相手の確認・不正品の申告」について

相手方の確認について、相手を実際に特定するために「個人・法人ごと、また対面・非対面ごと」に確認方法を定めてはいかがでしょうか。

○「4 (3) 帳簿等への記載、保存等」について

帳簿等に記載する項目について、「売買等した特定金属類の品目、数量、相手方の氏名等」ではなく、必要な項目を漏れなく列挙してはいかがでしょうか。

また、必要な項目について、金属類の取引は事業場内に限らないようですので、「売買場所」なども追加してはいかがでしょうか。

帳簿等の保存について、保存期間の指定および廃棄についても記載してはいかがでしょうか。